

他自治体条例の実体規定

	千葉県	北海道	岩手県	さいたま市	熊本県	八王子市
実体規定		<p>(医療とリハビリテーションの確保)</p> <p>第 12 条 道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。</p> <p>(保健・福祉及び教育との連携)</p> <p>第 15 条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。</p> <p>(1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。</p> <p>(2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。</p> <p>(3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。</p> <p>(4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。</p> <p>(5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。</p>	<p>(教育の支援体制の整備及び充実)</p> <p>第 12 条 県は、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの推進に果たすべき教育の役割の重要性にかんがみ、障がいのある人が障がいのない人と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。</p>	<p>(障害者への保育等の実施)</p> <p>第 28 条 市は、障害者への保育及び療育の実施に当たっては、それぞれの障害者が必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援の内容を把握し、関係機関との連携の下、必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援を行うための措置を講じなければならない。</p> <p>(障害者に対する包括的な教育の実施等)</p> <p>第 29 条 市及び市が設置する学校は、障害者に対し、包括的な教育(それぞれの障害者が必要とする教育の内容を把握するとともに、必要な教育及び教育上の支援を包括的に行う教育をいう。)を実施しなければならない。</p> <p>2 市及び市が設置する学校は、障害者が生活する地域においてそれぞれ必要とする教育を受けることができるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>3 市及び市が設置する学校は、本市の教職員が障害者に対する理解を深めるために必要な措置を講じるとともに、学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校及び同法第 8 1 条第 2 項に規定する特別支援学級における教育に携わる教職員の専門性の向上を図らなければならない。</p> <p>4 市は、学校教育及び社会教育の場において、障害者に対する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>(医療及びリハビリテーション)</p> <p>第 11 条 市は、地域で生活する障害者に必要な医療及びリハビリテーションが受けられるよう医療関係団体との調整に努めるものとする。</p> <p>(教育)</p> <p>第 12 条 市は、障害者である児童及び生徒がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育を受けることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(療育)</p> <p>第 13 条 市は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>